ないと、 ません。

買い手事業者との取引

インボイスを発行でき

を失う可

能性もあり、

多く

 \dot{o} 企

取引先からの

制度に関する質問にはこう答えよう!

ここでは、取引先から聞かれる「インボイス制度の基本的なポイント」に ついて、担当者としてどう答えればよいか、Q&A方式で解説します。

税理士法人 SBL 代表社員・税理士 八木 正宣

発行できない事業者等から商品 ス制度導入後は、 ビスを購入した場合、 適格請求書が

令和5年10月

等を指します。 当します。 名称を問わず、 載された請求書であれば、 られておらず、 れた書類やデー 手に対して正確な適用税率や消 を伝えるための請求 領収書、 タです。 レシー

ボ

イスってなに?

新し イン のことで、

なもの?

い制度っ

求書の様式は特に法令等で定め 録番号」、「適用税率」および 行の「区分記載請求書」に「登 「消費税額等」の記載が追加さ 適格請求書に該 具体的には、 一定の事項が記 日のインボイ 適格請 その 現

ボイスとは適格請求書 売り手が買 の買

免税事業者は発行できない

なお、 適格請求書発行事業者と 消費税の免税事業者 適格請求

間は50%の仕入税額控除が経過 後3年間は8%、その次 なくなります。ただし制度導入 業者は仕入税額控除が認められ 措置として認められます。 の3年

年3月31日までに「適格請求書 税地を所轄する税務署に令和5 発行しようとする場合には、 制度開始時に、適格請求書を

い手である消費税の課税事

事業者を減らし、 とで消費税の免税 と)をなくす狙 金が適切に納税さ 消費税の益税 書の発行を促すこ あります。 ないと V

経過措置終了

で回答しよう インボイスと

50%経過措置開始

せん。 合を仕入税額控除 月以降は、 とで、令和5年10 求められる新し 税の控除のために できる経過措置が 税額控除ができま と原則として仕入 様式の請求書のこ 6年間は一定の割 しい請求書がな 支払った消費 制度開始後 その新 い

申請書の提出期限

発行事業者の申請開始

インボイス制度の主なスケジュール

区分記載請求書方式 インボイス方式 仕入税額控除方式 免税事業者から 100% 控除可能 80% 控除可能 50% 可能 控除不可 の仕入税額控除 2021年10月1日 2023年3月31日 2023年10月1日 2026年10月1日 2029年9月30日

インボイス制度開始

ことはできません。 は適格請求書発行事業者になる 発行事業者の登録申請書」を提 λ_{\circ} して登録されなければなりませ ンボイス制度は、

登録完了の通知等

和5年10月1日からです。 録通知を受けた場合も効力は令

④適格請求書の写しの保存義務

登録までの流れは?

困難な場合は、 書は令和3年10月1日から受付 日までに申請書を提出する必要 令和5年10月1日から登録を受 が開始されており、 いるには、 あります。 原則令和5年3月31 期日 令和5年9月30 までの提出が 制度開始の

日までとされてい 登録申請書は、 ・ます。 e Τ X

録を受けるものと思われます。

また適格請求書発行事業者に

業が適格請求書発行事業者の登

適格請求書発行事業者の申請

を受けな

いと相手先の買

い手企

、ます。

ただインボイスの交付

業において仕入税額控除ができ

②適格返還請求書の交付義務 ③修正した適格請求書の交付義 ①適格請求書の交付義務 は次の義務が発生します。

に対してその旨を通知すること

とされています。

登録申請書をe-

Taxによ

者登録簿に登録を行

業者

務署長は、適格請求書発行事業

登録申請書の提出を受けた税

受けなければなりません。

かは事業者の自由意思となって

適格請求書発行事業者となる

であることが必要で、

税務署長

に申請書を提出し、

その

登録を

なるには、

消費税の課税事業者

適格請求書発行事業者に限られ

ンボイスを交付できるの

の売り手である

適格請求書発行事業者と

が必要になるの?

なるにはどんな手続き

適格請求書発行事業者に

登録申請手続き

合は、 書がデ 載された登録通知書が送付され 送等により 録番号等が記載された登録通知 らせ」の「通知書等一覧」に登 り提出し登録通知を電子で希望 した場合は、 書面にて登録番号等が記 夕で格納されます。郵

> 公表されます。 行事業者公表サイ :報は、「国税庁適格請求書 また適格請求書発行事 ·ト」にお 業者 61 発 7 0

送等で提出する場合の 利用して提出可能です。

送付先 なお郵

センターとなります。

各国税局のインボイス登録

免税事業者の登録申請手続き

必要があります。 書を提出 事業者の登録を受けるには、 免税事業者が適格請求書発行 消費稅課稅事業者選択届出 課税事業者となる 原

簿に登載された日から生じま

令和5年10月1日以前に登

らず適格請求書発行事業者登録

登録の効力は通知日にかかわ

けられています。 課税事業者となる経過措置が設 出しなくても、その登録日 る場合は、課税選択届出書を提 30日までの間で課税期間 5年10月1日から令和11年9月 者登録簿に登録された日 ただし、適格請求書発行事業 中であ 1が令 か 和

こんなトークで回答しよう

「送信結果

お知

請をしなければなりませ 令和5年3月31日までに登録申 から発行するには、 のみが発行できます。 業者として登録を受けた事業者 署に申請し、 インボイスは事前に所轄税務 適格請求書発行事 原則として 制度開

9

申請書を提出

した場